

MRI ECONOMIC REVIEW

株式会社三菱総合研究所
政策・経済研究センター

第9回 金融システム安定を目指す

—日本経済新聞 2015年9月16日付掲載 ゼミナール「バブルの歴史」より—

2008年のリーマン・ショック後、金融危機が瞬く間に世界に波及した。国際社会で、危機の連鎖を防ぐ仕組みが必要だと認識された。個別の金融機関に対する規制監督だけでなく、金融システム全体の安定を確保する政策、いわゆる「マクロ・プルーデンス政策」の重要性が高まった。

G20 諸国の財務省・中銀・監督当局・国際機関などで作る金融安定理事会（FSB）や、各国・地域の中銀や監督当局などで構成するバーゼル銀行監督委員会などで、マクロ・プルーデンスの観点から国際金融規制のあり方が議論されてきた。

代表的なものとして(1)国際的に活動する銀行の自己資本や、いつでも換金できる資産保有の規制を強化(2)大きすぎてつぶせない金融機関に対処する規制(3)銀行以外の資金仲介機関であるヘッジファンドやノンバンクといった「シャドーバンク」の規制・監督の見直し(4)取引所以外のデリバティブ市場の透明性・安定性向上——などが挙げられる。こうした新たな規制の取り組みは着実に進展し、一部は具体化・実行段階にある。

一方、金融機関の活動を過度に制限すれば、市場の取引が阻害され流動性が低下するほか、銀行以外のシャドーバンク拡大を招くといった懸念もある。新規制が全て施行された際は、金融機関の行動の変化が、経済にどんな影響を及ぼすかを検証していく段階となる。

中銀が物価安定や雇用の最大化を目的に行う金融政策も、金融システムの安定には欠かせない。金融政策と、健全性を確保するプルーデンス政策の役割を巡る議論は、現在も続いている。

国際的な金融規制改革

- ① 国際的に活動する銀行の自己資本規制
や流動性規制
- ② 大きすぎて潰せない金融機関に対処す
るための上乗せ規制
- ③ ヘッジファンドやノンバンクによる銀
行に類似する活動への規制
- ④ 店頭デリバティブ市場の透明性・安定
性向上のための改革

(注)財務省懇談会資料から三菱総合研究所作成

※本コラムは、日本経済新聞の「ゼミナール」に2015年9月3日から17日まで10回にわたり掲載されたものです。
内容の全部または一部を無断で複写・転載することは禁止されています。